

公 示

法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の
処理方針に係る最低車両数の弾力的取扱いについて

「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」（平成14年1月18日付け四運自公第44号）の1（4）⑤における、上記の基準によりがたいものとして四国運輸局長が認める地域の最低車両数の弾力的取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

なお、「島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針に係る最低車両数の弾力的取扱いについて」（平成16年4月6日付け四運自公第2号）は、令和5年12月1日限り廃止する。

令和 5年12月 1日

四国運輸局長 石原 典雄

記

1. 四国又は本州との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）（以下、「過疎地域」という。）とされている市町村（以下、「島しょ部等」という。）であって、法人タクシー事業者の営業所が存在しない島しょ部等を業務の範囲とする法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等（以下、「許可申請事案等」という。）については、最低車両数を1両とし、許可又は認可に際して、以下の条件を付すこととする。

- （1）発地及び着地のいずれもが営業所が存在する〇〇（市町村名又は地域名等）の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
- （2）車体には「〇〇（市町村名又は地域名等）限定」の表示をすること。
- （3）（2）の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ペンキ等に

より、自動車の側面両側に外部より見やすいように表示すること。

2. 過疎地域とされている市町村（当該市町村に係る営業区域の最低車両数が2両の場合を除く。）を業務の範囲とする法人タクシー事業の許可申請事案等については、最低車両数を2両とし、許可又は認可に際して、以下の条件を付すこととする。

- (1) 発地及び着地のいずれもが営業所が存在する〇〇（市町村名又は地域名等）の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
- (2) 車体には「〇〇（市町村名又は地域名等）限定」の表示をすること。
- (3) (2)の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ペンキ等により、自動車の側面両側に外部より見やすいように表示すること。

3. 法人タクシー事業者の営業所が存在しない市町村（当該市町村に係る営業区域の最低車両数が2両の場合を除く。）（平成11年4月1日以降に市町村合併があった場合には、当該市町村合併前の旧市町村単位で法人タクシー事業者の営業所が存在しない場合を含むことができるものとする。以下同じ。）を業務の範囲とする法人タクシー事業の許可申請事案等については、最低車両数を2両とし、許可又は認可に際して、以下の条件を付すこととする。

- (1) 発地及び着地のいずれもが営業所が存在する〇〇（市町村名又は地域名等）の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
- (2) 車体には「〇〇（市町村名又は地域名等）限定」の表示をすること。
- (3) (2)の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ペンキ等により、自動車の側面両側に外部より見やすいように表示すること。

4. 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項の地域公共交通会議等で協議が調った地域（当該地域に係る営業区域の最低車両数が2両の場合を除く。）を業務の範囲とする法人タクシー事業の許可申請事案等については、最低車両数を2両とし、許可又は認可に際して、以下の条件を付すこととする。

- (1) 発地及び着地のいずれもが営業所が存在する〇〇（市町村名又は地域名等）の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
- (2) 車体には「〇〇（市町村名又は地域名等）限定」の表示をすること。
- (3) (2)の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ペンキ等により、自動車の側面両側に外部より見やすいように表示すること。

附 則（令和 5年12月 1日付け四運自公第46号）

本公示は、令和5年12月1日以降に申請のあったものから適用する。